



# 令和6年度障害福祉サービス等 報酬改定における注意点等について

# 障害福祉サービス

※詳細は、以下の資料をご確認ください。

## 【確認資料】

- ・令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容(令和6年2月6日)
- ・令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要(令和6年2月6日)
- ・厚生労働省HP: 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について  
([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214\\_00009.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00009.html))

# サービス提供時間ごとの基本報酬の設定 (生活介護)

## 概要

- 利用者ごとのサービス提供の実態に応じた報酬体系とするため、障害支援区分ごと及び利用定員規模に加え、サービス提供時間別に細やかに設定
- 所要時間による区分については、現に要した時間により算定されるのではなく、**個別支援計画に定めた標準的な支援時間で算定することを基本とする**

厚生労働省「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」より抜粋

生活介護計画の見直しを行い、標準的な時間を定めた上で、その標準的な時間に基づき算定するものであるが、**令和6年4月から生活介護計画の見直しまでの間は、前月の支援実績等や、本人の利用意向の確認を行うことにより、標準的な時間を見込むものとする。**

なお、生活介護計画に位置づけられた標準的な時間と実際のサービス提供時間が合致しない状況が続く場合には、生活介護計画の見直しを検討すること。

# サービス提供時間ごとの基本報酬の設定 (生活介護)

## 留意事項

厚生労働省「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」より抜粋

また、所要時間に応じた基本報酬を算定する際には、次に留意すること。

ア 当日の道路状況や天候、本人の心身の状況など、やむを得ない事情により、その日の所要時間が、生活介護計画に位置付けられた標準的な時間よりも短くなった場合には、生活介護計画に位置付けられた標準的な時間に基づき算定して差し支えないこと。

イ 利用者が必要とするサービスを提供する事業所が当該利用者の居住する地域にない場合等であって、送迎に要する時間が往復3時間以上となる場合は、**1時間**を生活介護計画に位置付ける標準的な時間として加えることができる。なお、ここでの片道とは送迎車両等が事業所を出発してから戻ってくるまでに要した時間のことであり、往復は往路（片道）と復路（片道）の送迎に要する時間の合計である。

# サービス提供時間ごとの基本報酬の設定 (生活介護)

## 留意事項

ウ 医療的ケアスコアに該当する者，重症心身障害者，行動関連項目の合計点数が10点以上である者，盲ろう者等であって，障害特性等に起因するやむを得ない理由により，利用時間が短時間（サービス提供時間が6時間未満）にならざるを得ない利用者については，日々のサービス利用前の受け入れのための準備やサービス利用後における翌日の受け入れのための申し送り事項の整理，主治医への伝達事項の整理などに長時間を要すると見込まれることから，これらに実際に要した時間を，**1日2時間以内を限度として**生活介護計画に位置付ける標準的な時間として加えることができる。なお，やむを得ない理由については，利用者やその家族の意向等が十分に勘案された上で，サービス担当者会議において検討され，サービス等利用計画等に位置付けられていることが前提であること。

エ 送迎時に実施した居宅内での介助等（着替え，ベッド・車椅子への移乗，戸締り等）に要する時間は，生活介護計画に位置付けた上で，**1日1時間以内を限度として**，生活介護計画に位置付ける標準的な時間として加えることができる。

オ 実際の所要時間が，居宅においてその介護を行う者等の就業その他の理由により，生活介護計画に位置付けられた標準的な時間よりも長い時間に及ぶ場合であって，日常生活上の世話を行う場合には，実際に要した時間に応じた報酬単価を算定して差し支えないこと。

# サービス提供時間ごとの基本報酬の設定 (生活介護)

## 実績記録作成上の注意①

厚生労働省「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL. 1 (令和6年3月29日)」より抜粋

Q.生活介護計画における標準的なサービス提供時間については、送迎や障害特性等による配慮事項に該当する者の場合、どのように記載するのか。

A. 標準的なサービス提供時間については、送迎や障害特性等による配慮事項に該当する者の場合、例えば、**以下のように、合計のサービス提供時間とその内訳がわかるように記載すること。**

- ・ サービス提供時間 4 時間
- ・ 送迎に係る配慮 1 時間
- ・ 障害特性に係る配慮 30 分
- ・ 送迎時の移乗等 30 分

---

合計のサービス提供時間 6 時間

# サービス提供時間ごとの基本報酬の設定 (生活介護)

## 実績記録作成上の注意②

厚生労働省「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL. 2 (令和6年4月5日)」より抜粋

(生活介護における実績記録票の記載方法)

問22 生活介護サービス費の基本報酬については、生活介護の配慮規定に該当する時間も含め個別支援計画における支援の標準的な提供時間等の欄に記載し、その標準的な時間で報酬を算定することとなったが、実績記録票にはどのように記載すればよいか。

(答)

生活介護サービス提供実績記録票においては、**従来どおり開始時間及び終了時間は実際のサービス提供時間を記載**する。なお、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴い新たに**「算定時間数」を入力する欄を設けた**ところであるが、この欄には、生活介護の配慮規定に該当する時間も含め個別支援計画における支援の標準的な提供時間等の欄に記載した**標準的な時間(計画時間)を記載**することとなる。

就労系障害福祉サービスにおける施設外就労に関する実績報告書の提出義務の廃止等の見直し  
(就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型)

## 概要

- 報酬請求に当たっては、施設外就労に関する実績について、事業所からの「提出は不要」とする
- 事業所には、施設外就労の実績記録書類を作成・保存することを義務付けるとともに、地方公共団体は、利用者の訓練状況等の実態把握が必要な場合には当該書類を確認することとする

**引き続き適切に作成・保存をすること**

# 障害児通所支援

※詳細は、以下の資料をご確認ください。

## 【確認資料】

- ・令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容(令和6年2月6日)
- ・令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要(令和6年2月6日)
- ・こども家庭庁HP: 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について (<https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/shisaku/hoshukaitei>)

## 基本報酬におけるきめ細かい評価（支援時間の下限の設定・時間区分の創設） 【児童発達支援，放課後等デイサービス】

### 概要

- ①基本報酬について，極めて短時間の支援（30分未満）は算定対象から原則除外するとともに，個別支援計画に定めた個々の利用者の支援時間による区分を設ける。
- ②支援時間による区分は，「30分以上1時間30分以下」，「1時間30分超3時間以下」，「3時間超5時間以下」の3区分とする。5時間を超える長時間の支援については，「延長支援加算」により評価を行う。

## 基本報酬におけるきめ細かい評価（支援時間の下限の設定・時間区分の創設） 【児童発達支援，放課後等デイサービス】

### ポイント

①放課後等デイサービスについては，これまでの「授業の終了後(平日)」・「学校休業日」の区分を統合されており，いずれの場合であっても支援時間に応じた新たな時間区分により算定すること。(なお，「時間区分3」は，学校休業日のみ算定可とする。)

②「支援の提供時間」は，現に要した時間ではなく，**個別支援計画に位置付けられた内容の支援を行うのに要する標準的な時間(個別支援計画に定めた時間)**とする。

ただし，実際の提供時間が個別支援計画において定めた時間より短い場合について，事業所都合による短縮の場合は，実際の支援に要した時間により算定する。一方，障害児や保護者の事情による短縮の場合は，個別支援計画において定めた時間により算定する。

③個別支援計画に定めた支援の内容や提供時間が，実際の支援の提供と合致しない場合は，速やかに個別支援計画の見直し・変更を行うこと。

④「主として重症心身障害児を通わせる事業所」の基本報酬については，時間区分は導入しない。

また，児童発達支援センターの一元化に伴い，旧基準により運営する「旧医療型児童発達支援センター」，「旧主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センター」については，時間区分は導入しない。

基本報酬におけるきめ細かい評価（支援時間の下限の設定・時間区分の創設）  
【児童発達支援，放課後等デイサービス】

⑤延長支援加算の見直し

【改定後】延長支援加算

基本報酬における最長の時間区分に対応した時間（5時間※1）の発達支援に加えて、当該支援の前後に預かりニーズに対応した支援を計画的に行った場合（職員を2名以上（うち1名は人員基準により置くべき職員（児童発達支援管理責任者を含む）を配置）

対象者/時間	1時間以上 2時間未満	2時間以上	30分以上 1時間未満（※2）
障害児	92単位/日	123単位/日	61単位/日
重症児 医ケア児	192単位/日	256単位/日	128単位/日

（※1）放課後等デイサービスについては平日3時間、学校休業日5時間

（※2）延長時間30分以上1時間未満の区分は、利用者の都合等で延長時間が計画よりも短くなった場合に限り算定可能

## 基本報酬におけるきめ細かい評価（支援時間の下限の設定・時間区分の創設） 【児童発達支援，放課後等デイサービス】

### ⑤延長支援加算の見直し

○本加算は、発達支援に加えて、支援の前後に預かりニーズに対応した支援（延長支援）を計画的に行った場合に算定するもの

#### 【主な要件】

- ・ 支援時間が5時間（放デイ平日は3時間）である児を受け入れることとしていること
- ・ 運営規程に定められている営業時間が6時間以上であること（放デイ平日は除く）
- ・ 障害児本人の状態又は家族の事情、保育所等の子育て支援に係る一般施策での受入先が不足している等の延長支援が必要な理由を確認するとともに、あらかじめ保護者の同意を得ること
- ・ 上記の支援時間による支援の前後に、個別支援計画に位置付けて（※）延長支援（1時間以上）を行うこと（※）支援が必要な理由、延長支援時間
- ・ 延長支援を行う時間帯に職員を2以上（対象児が10人を超える場合は、2に10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数）配置していること（うち1以上は基準により置くべき職員（児発管含む）とすること。医療的ケア児の場合には看護職員等を配置すること）
- ・ 延長支援を行った場合、実際に要した延長支援時間の記録を行うこと

## 基本報酬におけるきめ細かい評価（支援時間の下限の設定・時間区分の創設） 【児童発達支援，放課後等デイサービス】

### ⑤延長支援加算の見直し

- 延長支援時間は1時間以上で設定すること。支援の前後ともに延長支援を行う場合はいずれも1時間以上とすること
- 算定は実際に要した延長支援時間の区分で算定する。  
ただし、あらかじめ定めた時間よりも長くなった場合は、あらかじめ定めた時間で算定する。児童又は保護者の都合により延長支援時間が1時間未満となった場合は、1時間未満の区分での算定が可能（この場合でも30分以上の支援時間であることが必要）
- 延長支援を計画的に行う中で、予定していた日以外に緊急的に生じた預かりニーズに対応するために延長支援を実施した場合にも算定が可能（当該理由及び延長支援時間について記録）。急な延長支援を行う状況が継続する場合には、速やかに個別支援計画の見直しを行うこと
- 主として重症心身障害児を通わせる事業所で支援を受けている重症心身障害児や共生型事業所等で支援を受けている障害児については、基本報酬において時間区分を設けていないため、従前のおり、事業所の営業時間（8時間以上）の前後で支援が行われた場合に、その支援時間に応じた加算となる（ただし、当該時間帯の体制については、職員2名以上（うち1名は人員基準により置くべき職員）であることを求める

基本報酬におけるきめ細かい評価（支援時間の下限の設定・時間区分の創設）  
【児童発達支援，放課後等デイサービス】

こども家庭庁 事務連絡

「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定（障害児支援）に関するQ&A VOL.1（令和6年3月29日）」より抜粋

【問】

個別支援計画において定めた提供時間と実際に支援に要した時間が異なる時間となる場合（計画に定める提供時間が該当する時間区分とは、異なる時間区分となる場合）には、基本報酬の算定の取扱いはどのようになるか。

【答】

○ 以下の通り取り扱う。

1. 個別支援計画において定めた提供時間よりも、実際に支援に要した時間が短くなった場合

① **利用者の都合による場合**には、個別支援計画に定めた提供時間が該当する時間区分で算定する。学校の授業が延長した場合や道路渋滞等により通常より送迎に時間を要するなど、事業所に起因しない事情による場合も同様とする。

② **事業所の都合による場合**には、実際に支援に要した時間が該当する時間区分で算定する。なお、支援時間は30分以上とすることを求めているが、①の場合は30分未満となった場合でも算定可能とする。②の場合は30分未満となった場合には算定不可とする。

次ページに続く。

基本報酬におけるきめ細かい評価（支援時間の下限の設定・時間区分の創設）  
【児童発達支援，放課後等デイサービス】

こども家庭庁 事務連絡

「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定(障害児支援)に関するQ&A VOL.1(令和6年3月29日)」より抜粋

(前ページからの続き)

【答】

2. 個別支援計画において定めた提供時間よりも、実際の支援に要した時間が長くなった場合  
・利用者の都合による場合、事業所の都合による場合、いずれにおいても、個別支援計画に定めた提供時間が該当する時間区分で算定することを基本とする。  
・ただし、利用者や学校等の都合により、通常個別支援計画に定めている提供時間とは異なる時間区分で算定するような状況が想定される場合(例えば、通常は1時間だが、学校の短縮授業等により3時間になる日が想定される場合等)には、想定される具体的な内容を個別支援計画に定め、必要な体制をとっている場合には算定可能とする。

○ なお、個別支援計画において定めた提供時間と実際の支援に要した時間に乖離がある状態が継続する場合(例えば、個別支援計画において定める提供時間を3時間としながら、利用者の都合により実際の支援に要した時間が1時間となることが、1月の利用でみて恒常的に生じている場合)には、速やかに個別支援計画の見直しを行うこと。

○ また、実際に支援に要した時間については、日々のサービス提供記録に記録しておくこと。

基本報酬におけるきめ細かい評価（支援時間の下限の設定・時間区分の創設）  
【児童発達支援，放課後等デイサービス】

## こども家庭庁 事務連絡

「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定(障害児支援)に関するQ&A VOL.2(令和6年4月12日)」より抜粋

### 【問】

台風等悪天候時に，児童の安全を確保するため，事業所の判断で提供時間を変更し，個別支援計画に定める時間よりも，実際に支援に要した時間が短くなった場合には，計画に定める時間で算定できるものと考えてよいか。

### 【答】

○お見込のとおり。(→計画に定める時間で算定できる)

○なお，台風等の悪天候の判断については，所在する地域において特別警報又は各警報が発令されるような場合が想定される。